

【論文】

# 大木遠吉の「国家」観

— 1910年代前半を中心に—

石井寿美世

## 1. はじめに

### 1-1. 本稿の目的

本稿の目的は、1910年代前半を対象に、大木遠吉（1871-1926）の「国家」観を明らかにすることである。後述するように、大木は父から伯爵の地位を継いだ華族であり、貴族院議員として活動した政治家として知られている。彼によれば、貴族は恒産と教養があるため、卑しい功名心を抱く傾向が本来は強くないことから、「貴族の政治的活気を帯び来れる一事は…国家の為めにも甚だ喜ばしい<sup>1</sup>」と述べている。また、大木は大東文化協会を創設して初代会頭に就任するなど、教育界に貢献した人物でもある。彼は、青年が学問と気概を持ったうえで「国家を思つて活動するならば、その国勢国力は、発展する、進歩する<sup>2</sup>」と述べている。ここには、学問は「国家」の「発展」「進歩」という点に鑑みて重要である、という理解を窺うことができる。

このように、大木の思想を考える際、「国家」に対する認識を抜きにすることはできないように思われる。そして彼にとって最も関心の深い「国家」は日本であろう。したがって本稿は、日本という「国家」についてどう捉えているのかを解き明かすこととしたい。なお、1910年代前半を対象とするのは、大木の著述活動の開始が1910年頃からであり、第一次世界大戦を境に少なからず彼の主張に変化が生じていると考えられるためである。

---

1 大木遠吉「貴族の政治的覚醒」（1910年）大木遠吉『我が抱負』（以下『抱負』）実業之世界社、1912年6月、p.197

2 大木遠吉「青年の覚悟」名教中學會ほか編『新時代』2巻3号、啓成社、1912年3月、p.5

## 1-2. 時代背景と本稿の意義

1910年代前半に至るまでの近代日本を概観すれば、維新後しばらくは、国内情勢が不安定で、西洋列強の脅威にもさらされており、日本という独立した国家の存在が当たり前であったわけではない。しかしだからこそ、「国家の問題は他人事ではないという、自己と国家の同一化が生れ、国家をめぐる問題にたいする強い情熱や関心が明治人に共通の一般的精神態度を形づくった<sup>3)</sup>」とされる。

1890年代に入ると、工業化・企業勃興、そして自由民権運動等を経て成った憲法公布や議会開設など、西洋の諸制度を導入したことに伴う近代国家への成長が見られるようになった。その一方で、皮相な欧化政策への反発として、日本固有の伝統や文化を守ろうとする思想潮流も生まれた。志賀重昂(1863-1927)らの国粋主義、陸羯南(1857-1907)の国民主義などが代表例といえよう<sup>4)</sup>。ただし対外的には欧米諸国に倣った帝国主義化が進んでいく。その1つの帰結が日清戦争である。この勝利でアジアの強国となった日本は、西洋列強に並ぶ地位を築き始めるかに思えたが、三国干渉に阻まれ、その反動もあり日露戦争へと突入する。

日露戦争は国内に非戦論という反対勢力を抱えていた。この中には社会主義者もあり、政府はその取り締まりを強化する。さらに戦時調達を名目として莫大な公債・外債を発行し、国際収支の危機を呼び起こす<sup>5)</sup>。こうした中で開戦に踏み切ったのは、政党政治に批判的な藩閥政治家・桂太郎(1848-1913)である。日本はこの戦争の勝利により国際的な地位が向上し、さらに帝国主義化を強めていく。しかし、ポーツマス条約に不満を抱いた民衆の運動によって結果的に桂は内閣総辞職に追い込まれ、政友会総裁である西園寺公望(1849-1940)が組閣した。当時は衆議院の多数政党の党首が首相になるわけではなく、組閣を命じるのは天皇であり、その「聖断」は元老の合議に基づく

---

3 松本三之介『明治精神の構造』岩波書店、2012年、p.15

4 西田毅『概説 日本政治思想史』ミネルヴァ書房、2009年、p.92

5 杉山伸也『日本経済史 近世-近代』岩波書店、2012年、pp.256-257

ものであった。元老が多数政党の総裁である西園寺を首相として推挙せざるを得ない状況になったことは、広い意味でのデモクラシー運動の成果といわれている<sup>6</sup>。天皇機関説論争や第一次護憲運動などを含む大正デモクラシーがおきたのも、こうしたいわゆる桂园時代の頃である。

このように1910年代前半は、重化学工業化の漸進による経済成長を背景に、対外的には国際的な地位の向上と帝国主義化、国内的には主権の所在と運用をめぐる議論の活発化など、「国家」を取り巻く環境が変動していた時期であった。大木が自らの考えを日本という「国家」のあり方と連関させて表出したことは、こうした時代背景と無関係ではないだろう。したがって、この時代を映す鏡の1つとして大木の思想を取り上げることは、意義があると思われる。また、先行研究において貴族院や内閣における大木の動きを追ったものはあるが、その思想を解き明かした論考は管見の限りないという意味でも、本稿の意義があるだろう<sup>7</sup>。

なお考察の際に用いる史料は、主に雑誌への大木の寄稿である。また、そうした論文を彼自身が選び出し、タイトルなどを微修正してまとめた著書『我が抱負』（実業之世界社、1912年刊行）も利用していく。

## 2. 大木遠吉を取り巻く知的状況

### 2-1. 略歴

大木遠吉（号・天籟）は、1871年8月に大木喬任（1832-1899）の三男として東京に生まれ、兄2人が早世したため嫡子となる<sup>8</sup>。父・喬任は佐賀藩士

6 佐藤弘夫編『概説 日本思想史』ミネルヴァ書房、2005年、pp.246-247

7 小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、2002年）、内藤一成『貴族院と立憲政治』（思文閣、2005年）、西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』（成文堂、2005年）など。

8 大木遠吉の略歴は主に以下を参照。鶴崎鷺城『奇物凡物』隆文図書株式会社、1915年。吉野鉄拳『党人と官僚』大日本雄弁会、1915年。石井三三馬『政局の黎明に躍動する人々』須田書店、1925年。伊藤正『大木遠吉伯』文録社、1926年。前掲小林〔2002〕。前掲内藤〔2005〕。前掲西尾〔2005〕。浅沼薫奈「大東文化学院創設をめぐる人々（Ⅱ）大木遠吉と大東文化協会」『大東文化歴史資料館だより』第5号、大東文化歴史資料館、2008年11月。

で、藩校・弘道館に学んだ後、藩政改革を推進した。その後、明治新政府に出仕して主立ちとなり、東京府知事として東京奠都にも尽力した。1871年に初代の文部卿、73年には参議兼司法卿などの要職に就き、第一次山県有朋（1838-1922）内閣の司法相、第一次松方正義（1835-1924）内閣の文相も歴任している。また、1884年には伯爵の爵位を受けている<sup>9</sup>。なお、大木家は同郷の大隈重信（1838-1922）の親戚にあたる。そのためか、「喬任伯が後事を大隈伯に托して死んだので、漸く長ずるや早稲田の大隈邸によく出入した…氏は喬任伯の遺伝に加へて、大隈の感化があり<sup>10</sup>」、大木は「小大隈<sup>11</sup>」という世評を受けている。

1899年11月、父の死去に伴って大木は襲爵する。1907年に伯爵議員となるべく補欠選挙に出馬したが互選に落選すると、伯爵議員の選出母体である伯爵同志会を結成し、子爵議員の選出母体・尚友会、およびその院内会派であり、貴族院で最大の勢力を誇った研究会に対抗した。1908年の補欠選挙で当選すると院内会派・扶桑会を結成したが、1911年の第4回伯爵議員選挙では落選。第5回・6回選挙で再び当選し、1918年から26年まで議員を務めた。また、大木は1910年頃から立憲政友会との交流を活発化させたといわれており、1920年から22年まで原敬（1856-1921）内閣・高橋是清（1854-1936）内閣の司法大臣、政友会が閣外協力で与党となった加藤友三郎（1861-1923）内閣でも1922年から23年まで鉄道大臣に就いている。

政治家活動の傍ら、1916年に日本工業大学の顧問となり、23年には「儒教ノ振興ヲ図<sup>12</sup>」る大東文化協会を創設して初代会頭に就任し、大東文化学院（現・大東文化大学）の開校につなげるなど教育にも携わった。また、

---

9 大木喬任の略歴は、全国教育者大集会編『帝国六大教育家』（明治教育古典叢書 第1期14、国書刊行会、1980年）、重松優『佐賀偉人伝06 大木喬任』（佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2012年）などを参照。

10 石井三二馬『政局の黎明に躍動する人々』須田書店、1925年、pp.125-126

11 前掲、吉野〔1915〕p.577

12 大東文化大学創立七十周年記念事業記念出版推進委員会編『大東文化大学七十年史』大東文化学園、1993年、p.36

1914年から帝国公道会初代副会長・第2代会長、19年に大日本国粋会総裁、23年から帝国農会会長など民間団体の役員も多く務めている。そして1926年2月、療養先の別府温泉から帰京する途中、京都の宿で心臓麻痺により死去した。

こうした経歴から、1910年代前半は貴族院議員に落選中の身であったことがわかる。この頃の評判は、「年少貴族中兎も角も異色を放つて居る…思うた事は無遠慮に言ひ、気に喰はなければ誰とでも衝突する。…何程か豪傑肌の処がある<sup>13)</sup>」と毀誉褒貶相半ばしていた様子が窺える。しかしその素養に関しては、「殊に漢籍の素養は今の貴公子中恐らく第一番であらう。彼の議論も多くは漢学から来て居るやうに思はれる<sup>14)</sup>」と、漢学理解における評価が高い。

## 2-2. 知的状況

大木の「国家」観を考えるにあたり、彼の知的状況も押さえておきたい。ここにいう知的状況とは、基本的な素養と育成環境を意味する。意識や理念の面で政治家や教育者といった主体形成がされる要因は、特定の思想や理念の影響のみではないであろう。自覚的にあるいは無自覚に体得した知識、そして意識や理念にリアリティーを与える周辺環境が重要だと考えられる。大木も「我輩が常に何事に当つても、熱烈なる勇氣を以て突進し得る所以は、蓋し我輩が先天的に受けたる父の感化と、後天的に得たる読書の賜である<sup>15)</sup>」と述べている。こうした知的状況を、生い立ちと修学経験について大木自らが語った論考に沿って見ていく。

### 【史料1】

①日本に於ける統一ある教育の統括者となつたのは、自分の父が初である。

---

13 前掲、鶴崎〔1915〕p.223

14 同前、鶴崎〔1915〕p.225

15 大木遠吉「百万人と雖も吾れ往かん」(1911年5月)『抱負』〔1912〕、p.105

文部の長官は父が初めである。斯くの如く父は旧藩時代から学事に因縁が深く学校に就いては熱烈の趣味を有して居つた。父は元來漢学の教育を受けたので、漢学者と云はなければならぬ。然るに父は閑叟公の学事振作の趣意と等しく、熱心に欧米先進国の文物を輸入し、大部泰西流の施設をなした。…凝り固りの漢学者からは非常なる反抗を招き…非難を受けた。…其の当時に、②急進的な欧化主義が盛んな時代に我輩は生まれたのである。それであるから…小学に入り、順を踏んで中学校、高等学校と進むのが至当である。併し…③幼少の時分は身体虚弱で…ほんの家庭で多少修得しただけで、小学校の門をさへ遂に潜らなかつた。…邸内には学生、と云ふよりは老境に近い学徒が…ごろ／＼して居つた。…我輩は是れから多少算数並に理化学等の智識を習得したが、もとより云ふに足らんのである。稍々秩序的と云ひ得る一つは、佐賀藩の碩儒、相良頼善号を励齊と云つた老人から春秋佐伝の講義を聞いた事である。…その聴講中に是非見たいと思つたのは朱子の通鑑綱目であつた…是れを反復独書した。…朱子の通鑑綱目は…名文大義を本領として論断を下し、褒貶を寓したものである。…我輩は、④斯くの如く、幼にして歴史に興味を覚へ…全部を通読した後、如何に考へたかと云ふに、是れは、外国、支那の歴史である。…日本人には多少参考になると云ふだけである。…そこで我輩は、水戸家が数代の力を尽した有名なる大日本史に目を曝した。…是を手初めとして、段々日本の歴史を読んで行くと、⑤日本史の淵源たる古事記、日本紀はどうでも読まざる可らざるものとなつた。日本書紀は支那の歴史に模倣して、作為に過ぎた跡があるかに思はれるが、古事記に至つては最も正直に当時の伝説を記して樸真なものである。…併し…その真意の在る所を解するのが六かしい。本居の伝は最も穩健であるといふが専門家に非ざる我輩は、平田の古史徴で沢山で…最も趣味、快味を覚えた。…精神修養の書として、⑥所謂四書五経なども読んだが、是等は樂読的に、文字を記憶する為めに見たのに過ぎない。…しからば我輩の歴史を解する事如何。…抽象的な空論よりも、具体的に事実を示す方が、明瞭に人心に入る…我輩は斯く解して、今日と雖も、歴史を以つて国家の政治に於ても、一身を修むるに於て

も、甚だ大切なりと考ふるものである。…痛快にして気分の引立つのは何うしても浅見綱斎の靖献遺言が第一である。…名分を強烈に維持し節義を完全に固守した巨人の史実を録したもので…理想的大丈夫の行動を記したものである<sup>16</sup>。(1914年6月)

知的状況の特徴の第1として、下線①のような父・喬任の存在が挙げられる。大木は父を「漢学者」と見ている。また、文部卿に就いたのは「父が初」と繰り返し、「熱心に欧米先進国の文物を輸入し」と説明している。それは佐賀藩主・鍋島直正(1815-1871)の「学事振作の趣意と等し」いものだったという。鍋島は医学寮・蘭学寮の開設、西洋式軍事技術の導入などに努めた人物として知られており、父・喬任も教育を通じた人材育成と日本の防衛を念頭に置いて西洋の文物の導入をはかった、と大木は理解したものと思われる<sup>17</sup>。

ここに表れた父親への思いは、尊敬の念であろう。彼は、「三思自反の材料は…乃父の生涯が最も痛切である。予は幼にして、乃父の苦辛を聞き、稍々長じて乃父の精励を見た。今日之れを追想すれば、以て懶惰を誡め、操持を正しくし、志気を張るに足る<sup>18</sup>」と、自省・自戒を促す存在だと述懐しているのである。この一方で、大隈重信とは確かに親交が深かったようではあるものの、ここでは触れられていない。

特徴の第2は、下線②のように明治初期を「急進的な欧化主義が盛んな時代」と認識していることである。この言い回しからは、欧米の文物の受容に否定的なようにも思われる。しかし、父を含む新政府が「新智識」の導入に重点を置いた結果、「智能の啓発、産業の発展、国富の増進、交通機関の普

---

16 大木遠吉「吾輩は如何なる書籍により吾輩の精神を鍛錬せしか」『実業之世界』11巻11号、実業之世界社、1914年6月、pp.68-73

17 杉谷昭『鍋島閑叟—蘭癖・佐賀藩主の幕末』中央公論社、1992年、pp.88-97

18 大木遠吉「予をして感奮起せしむる乃父の半生」『実業之世界』11巻24号、1914年11月、p.18、24

及等…我国の文運は其後顕著なる発達を遂ぐるに至つた<sup>19</sup>」として高く評価している。ただ、それが「急進的」、そして長期間「墨守」されたため、「物質」面は発展したものの、「古来国家の犠牲となる事を以て、無上の光栄とする大和民族の美しい精神、美しい国風は…向上と答ふる事の出来ない」状況にあると危惧しているのであろう<sup>20</sup>。なお、ここにいう「犠牲」とは身を減ぼすようなことではなく、「自働的に発憤して…性情潔白、多大の労力と尽力の限りを尽し、一身を貢献する<sup>21</sup>」ことを意味している。

第3は、下線③の通り「身体虚弱」のため、近代教育制度下の教育を受けていないことである。大木の評伝には学習院に入学した旨の記述が散見されるが、「中途に退学し<sup>22</sup>」ており、本人としては「一二度同校を見学に行つた<sup>23</sup>」だけで通っていないという。そこで彼は、自宅に集まる「学徒」から算数・理化学など欧米由来の知識を学んだ。また、体系的な知識として、「佐賀藩の碩儒、相良頼善」から「春秋佐伝の講義」を受けたという。『春秋左氏伝』は紀元前700年頃から約250年間の中国の歴史を描いたもので、孔子の編纂とされる史書『春秋』の解説書として、儒学を学ぶ日本人に親しまれてきた<sup>24</sup>。大木はこれを契機として、主に読書を通じて知識を蓄えていったようである。

第4は、下線④の如く歴史に興味を持ち、歴史を重視していることである。なぜなら人々に「具体的に事実」を示すことができるからであり、国家の政治や修養に大切だとしている。興味を持ったきっかけは『資治通鑑綱目』で、その後『資治通鑑』全てを通読したという。『資治通鑑』は儒学者・司馬光(1019-1086)が編纂した中国の歴史書で、『資治通鑑綱目』は朱熹(1130-1200)

---

19 大木遠吉「国民教育の根本義」『大国民』61号、大国民社、1913年8月、p.43

20 同前、大木「国民教育の根本義」[1913年8月] p.44

21 大木遠吉「時代の要求する犠牲的人物」『実業之世界』9巻11号、実業之世界社、1912年6月、p.19

22 前掲、鶴崎 [1915] p.221

23 前掲、大木「吾輩は如何なる書籍により吾輩の精神を鍛錬せしか」[1914年6月] p.69

24 小倉芳彦訳『春秋左氏伝 下』岩波書店、1989年、p.503



やその後学が大義名分論・正統論の立場から『資治通鑑』を再編した史書である<sup>25</sup>。しかし彼は、「是れは、外国、支那の歴史…日本人には多少参考になると云ふだけ」という考えに至っている。つまり日本の歴史と外国の歴史とは区別されて然るべきだと捉えているのである。そこでまず『大日本史』を読んだという。これは水戸藩の事業として約250年かけて1906年に完成した、神武天皇から100代の治世を扱う歴史書である<sup>26</sup>。

第5は、下線⑤の通り、歴史書を読んだ結果、「日本史の淵源」は『日本書紀』『古事記』にあるという見解を持ったことが挙げられる。前者は漢文で書かれた国家の公式な歴史を示した史書で、神話の時代は全30巻中2巻のみ、後者は和化漢文で綴られた天皇家の歴史を著した史書で、全3巻のうち1巻に神話に割くなど、内容に違いが見られる<sup>27</sup>。大木は前者について、「支那の歴史に模倣して、作為に過ぎた跡があるかに思はれる」と語る一方で、後者は「最も正直に当時の伝説を記して樸真なもの」と述べている。つまり、ありのまま真の日本史が綴られているのは『古事記』だと評価しているのである。そして、その「真意」の理解には本居宣長(1730-1801)の『古事記伝』が極端でなく誤りもないが、学者でない自分には平田篤胤(1776-1843)の『古史徴』で十分で、「最も趣味、快味を覚えた」と述べている。平田の著書に、『古事記』『日本書紀』『風土記』などを基に神代からの日本の古伝を記した『古史成文』がある。大木が読んだ『古史徴』は、この『古史成文』の典拠を論証した著述である<sup>28</sup>。したがって、『古事記』だけに焦点を当てた内容ではないが、彼もそれはわかっているようである。いずれにしても、大木は国学、特に平田国学の考え方を通して日本の成り立ちを学んだということになる。

第6は、下線⑥などのように、四書五経や浅見綱斎の書を読んでいること

25 土田健次郎『江戸の朱子学』筑摩書房、2014年、p.139

26 前掲、佐藤〔2005〕p.201

27 米原謙『日本政治思想』ミネルヴァ書房、2013年、p.15。荻部直『日本思想史への道案内』NTT出版、2017年、pp.30-31。

28 平田篤胤著・山田孝雄校訂『古史徴開題記』岩波書店、1936年、pp.4-5

である。周知の通り、四書五経は儒教・朱子学において特に重要とされる経書である。ただし「楽読的に、文字を記憶する為めに見た」という言葉をそのまま受け取れば、その思想自体に興味を持ったわけではないようである。とはいえ、浅見綱斎（1652-1712）の『靖献遺言』は「痛快」だという。浅見は、上下の人間関係を厳しく教え大義名分を重んじた朱子学者・山崎闇斎（1619-1682）の門弟の中でも、朱子学理解は傑出した存在といわれる。『靖献遺言』は、大義のために命を捨てた中国史上の人物を描くことで、日本の皇統一系の君主制を賛美し、幕府ではなく皇室が日本の正統な支配者であることを暗示して、その後の尊皇論に多大な影響を与えた<sup>29</sup>。大木はここには「史実」として、「名分」と「節義」を重んじた「理想的大丈夫の行動」や姿勢が描かれているとしている。

### 3. 日本という「国家」

#### 3-1. 「完全なる国家」「不完全の国家」

こうした知的状況を踏まえ、まず大木のいう「国家」の定義を明らかにしていく。史料2は1911年に書かれたものである。下線⑤などによれば、「国家を如何にせんと云ふ問題」や「国事」を議論する時、「経綸」すなわち政策、たとえば「経済とか、財政とか、産業とか、国防とか…事務に属する事」を議論しても、それは「皮相の見」に過ぎないという。なぜならそうした政策は「枝葉の問題」だから、という理由である。では、「枝葉」ではない、いわば根本の問題とは何か。彼はそれを論じるには「是非とも国家創始の極初に遡つて考へる必要がある」としている。

#### 【史料2】

元来、国家とは何であるか、我輩は先づこの定義から極めて懸りたい。…  
①国家とは君臣及び三千年の社稷とを合せた一団体である。…昔あつて今な

---

29 前掲、土田〔2014〕p.147。長尾龍一『日本国家思想史研究』創文社、1982年、pp.14-15

きは国家に非ず、②君あつて民なきは国家に非ず、③君と民と而して開国以來連綿たる皇祖皇宗の御趣旨徹底して初めて完全なる国家に成るのである。…④我国家は何も神武天皇から始まつたのでは無い。神武中興以前、既に我国家は成り立つて居る。故に我々は善く⑤其以前の趣旨を奉戴せねばならぬ。若し其趣旨を奉戴せぬならば、我国基を觀るに當つて非常な誤謬に陥る事になる。例へば南北朝時代の如き、国家の最も⑥不完全であつた時代である。…又其以前に、藤原氏⑦專權の時代がある。保元、平治の時代、鎌倉幕府の時代がある、引き続いて足利氏、織、豊、二氏、徳川氏の時代がある。是等は皆⑧不完全の国家である。…⑨世人が、開国の起原と云へば直ぐに神武の東征と誤解する様になつたのは、実に漢学の罪である。⑩漢学は随分名教上に裨益した事も多いが、何しろ了簡が狭い、誠にケチな学問である。例へば漢学者流では、⑪神代逸矣と云ふ。斯う云ふと如何にも日本の古史に疑ひを懷いた様に聞える。否⑫慥かに疑を懷て居る。神代の伝説は全く荒唐無稽だと云ふ様になる。此の漢学者流の影響に依つて、⑬世人は動もすれば、神武以前の事を閑却して、偶々四五の変則を見ると、直ちに之を以て我国史の常態と思惟してふ。然し所謂神代逸矣の創立時代から調べて見ると、夫は矢張り変態の方が尠い。確かに我輩の所謂⑭完全時代の方が多のである。

そこで此⑮国家を如何にせんと云ふ問題を解決せんとせば、是非とも国家創始の極初に遡つて考へる必要がある。それをせずして、只徒らに皮相の見に馳せて、経綸とか何とか騒いだ所で、此問題は到底解決せられぬ。経済とか、財政とか、産業とか、国防とか、それらは皆事務に属する事で、言はゞ枝葉の問題である。…

だから国事を論ずる者は、どうしても⑯建国当時の大精神を呑込んで、大局を達観せねばならぬ。所で其の建国当時の社会組織の要素は何かと云ふに、⑰立憲的君主政治である。是は⑱我国唯一の特徴で、支那西洋の如く、征服者が自分勝手の法律を作り命令を下し、威圧的に之を非治者に強いると云ふ様な事は絶えて無かつた。⑲社会民衆悉く合議の上で、此方針が宜いと定まれば、夫を君主が採択されたのである。…

然らば右に云ふ⑳建国当初の大精神とは果たして何ぞやと云ふに、先づ第一が君臣の関係である。…抑々㉑君臣の関係は天祖の正当なる御裔が天壤無窮に君臨せられると云ふ事と、其下にある臣民は此君徳の下に各臣道を尽さねばならぬと云ふ事で、今日では㉒之を君主の大権と云ひ、臣民の義務と云ふが、我輩は此義務と云ふ語を用ひたくない。寧ろ㉓臣子自然の本分であると云ひ度い。㉔自分が国家組織の重要な一員だと自覚した以上は、国家と利害休戚を共にせねばならぬ、これが即ち臣子の本分で、此臣子の本分と君主の大権とが即ち建国当初の大精神である。それで神代の昔に於ては、此国を如何せんと云ふ様な重大問題がある時には丁度維新の際の五箇条の御誓文の様に、必ず広く群神を集めて会議を起した、…此会議に於ては、最も然るべしと君主の御見留になりたる意見が採用されたので、是が即ち㉕立憲制度の基礎である。㉖代議政体の代議と云ふ事は西洋人が始めたのだらうが、広く会議を起して万機公論に決すと云ふ点に於ては、日本が先鞭を着けて居る。故に立憲の第一は日本だと云つても可い。而して此㉗立憲の本領は、民主主義でも何でも無い。何処までも君権主義である。但し其㉘君権は君徳の表示である。そして採否の権は常に君主に在つて、臣民には之を強いるの権は無いが、さりとて善い意見に多数の賛成があれば其れも用ひられぬと云ふ事は無い。そこが㉙日本特有の卓越した点で、是は権利の義務のと云ふ意地張つた関係では無い。丁度一家の家長が家族を集めて、家政を相談し家事を処する如く、実に和気洋々たる関係である<sup>30</sup>。(1911年10月)

大木は下線①の通り、「国家とは君臣及び三千年の社稷とを合せた一団体」と「定義」している。つまり、「国家」は「君」・「臣」・「三千年の社稷」の3つの要素で構成されている、という理解である。そして下線②によれば、「君」は皇統、「臣」は臣民であることがわかる。「三千年の社稷」とは、3000年に亘って国を守っている天地の神々という意味だと考えられる。

30 大木遠吉「我が開国の神髓を論じて帝国現状の弊所に及ぶ 上」（以下、「開国の神髓上」）『実業之世界』8巻19号、実業之世界社、1911年10月、pp.25-27

「国家」 = 「君」 + 「臣」 + 「三千年の社稷」

ただし下線③⑧の通り、「国家」には「完全なる国家」と「不完全の国家」とがある。前者は、「君」・「臣」・「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨徹底」という3つの要素が揃っている国家であり、これが存する時期を「完全時代」と呼んでいる（下線⑭）。一方で後者は、藤原氏「専権」の時代、保元・平治、鎌倉、南北朝、室町、安土桃山、江戸の各時代の様相を指している（下線⑦）。これらは「不完全であった時代」で、なぜなら「専権」・「覇者のある<sup>31</sup>」国家だからと指摘している（下線⑥）。つまり、氏族や武家などの「専権」・「覇者」が事実上統治を行う国家は「不完全の国家」ということになる。言い換えれば、「完全なる国家」は、「君臣の間に何等の覇者もなく、将軍とか幕府とか云ふ様な曖昧な為政者が居ない<sup>32</sup>」国家、つまり「君」と「臣」が結びつき、「君」が統治を行う国家を意味することになる。これは、「君」すなわち皇統は「専権」・「覇者」ではない、ということでもある。

「完全なる国家」 = 「君」 + 「臣」 + 「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨徹底」  
= 「完全時代」

「不完全の国家」 = 「専権」「覇者のある」国  
= 「不完全であった時代」

### 3-2. 「開国」と「建国」

では、「完全なる国家」に備わる「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」とは何か。大木は、4-1に史料3として引用した1911年の寄稿に、「開国茲

---

31 大木遠吉「我が開国の神髓を論じて帝国現状の弊所に及ぶ 下」（以下、「開国の神髓下」）『実業之世界』8巻20号、実業之世界社、1911年10月、p.26

32 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕p.29

に二千五百有余年、皇統連綿たる一天万乗の陛下を奉戴し、開国の当初に於いて定められたる神髓は終始一貫して渝る事なし<sup>33</sup>と記している(下線⑥)。1911年の時点で「開国」から「二千五百有余年」ということは、「開国」は紀元前600年より少し前の時期に相当する。したがって「開国」とは、紀元前660年に神武天皇が即位したことを指していると考えられる。1911年は、神武天皇の即位から「二千五百有余年」、皇紀「二千五百有余年」ということである。

2-2で取り上げたように大木は国学に傾倒し、「日本史の淵源」は『日本書紀』『古事記』にあると捉えている。また、1911年という時代からすれば神武紀元を念頭に置くことは不自然ではない。したがって、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」とは、神武天皇の即位以降、絶え間なく続いてきた皇統の「御趣旨」ということになる。

一方で、大木は史料2下線④⑨⑬のように、「我国家は何も神武天皇から始まったのでは無い。神武中興以前、既に我国家は成り立つて居る」、「世人が、開国の起原と云へば直ぐに神武の東征と誤解する」、「世人は動もすれば、神武以前の事を閑却」する、と指摘している。つまり、日本という「国家」の始まりは神武天皇の即位にあるのではなく、「神武以前」にあるという認識である。この、日本「国家」の始まりを指す言葉が「建国」だと考えられる。大木は「開国」という表現に関しては神武天皇以降の皇統の話題に限定して使うなど、「開国」と「建国」を使い分けていることから、両者は区別されるべきものといえよう。

「建国」について考えるにあたり下線①に立ち返ると、彼は「国家」の要素の1つとして「三千年の社稷」を挙げている。なぜ「二千五百有余年」ではなく「三千年」なのか。それは、1911年は、「開国」から「二千五百有余年」、かつ「建国」からは「三千年」と数えているからだと考えられる。「神代」を正確に叙述していると大木が見ている『古事記』によれば、神武天皇の曾

---

33 大木遠吉「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」『実業之世界』8巻21号、実業之世界社、1911年11月、p.31

祖父である邇々芸命ににぎのみことは、葦原中国あしはらのなかつくにを統治するため高天原たかあまのほらから地上に降りた。いわゆる天孫降臨である。そしてその子・火遠理命ほをりのみことは高千穂宮たかちほのみやに580年間居住したとされる<sup>34</sup>。したがって天孫降臨から1911年までの期間が3000年余りとなるため、おおよその平仄が一致するのである。

このように大木は、「建国」を天孫降臨、「開国」を神武天皇の即位と定義していることがわかる。そしてこの天孫降臨から神武天皇の即位までの期間を、「神代」と呼んでいる。また、神武天皇即位からではなく、遡って「神代」から現在までの歴史を見てみれば、「不完全」な時代よりもむしろ「完全時代」の方が「多」くなると述べていることから、「神代」を「完全時代」と捉えているといえよう。そのうえで大木は、「神代」の「趣旨を奉戴せねばならぬ」と唱えているのである（下線⑤）。「国家」の概念の中に「完全なる国家」が含まれているとすれば、「神代」の奉戴すべき「趣旨」と「開国以来連綿たる皇祖皇宗」の「御趣旨」は重なり合うものと考えていいであろう。なぜなら、国学の理解に基づけば、「皇祖皇宗」は「神代」の神々の子孫だからである<sup>35</sup>。「趣旨」「御趣旨」と多少言い方を変えているのは、「邈矣」「荒唐無稽」と「疑」をかけられてしまう一面がある「神代」よりも、「皇祖皇宗」の方が大木自身にとってもリアリティーがあるからかもしれない（下線⑪⑫）。

### 3-3. 「建国当時（当初）の大精神」

この「（御）趣旨」とは、下線⑬⑭⑯に示された「建国当時（当初）の大精神」に基づく「建国当初の制度」<sup>36</sup>すなわち「立憲的君主政治」であろう。

「建国当時（当初）の大精神」とは、「君臣の關係」を意味する（下線⑳）。そしてこれは「君主の大権」と「臣民の義務」から成っている（下線㉑）。「国家」の要素として「君」と「臣」がある以上、両者の關係が問われるのも自

34 青木周平『古事記がわかる事典』日本実業出版社、2005年、pp.56-57、61。尾崎左永子『神と歌の物語 新訳 古事記』草思社、2005年、p.123、146。

35 前掲、米原〔2013〕p.19

36 前掲、大木「開国の神髓 下」〔1911年10月〕p.26

然なことであろう。「君主の大権」は、「天祖の正当なる御裔が天壤無窮に君臨せられると云ふ事」、すなわち「神代」からの一系的・永続的な皇統が統治する、という意味である。「臣民の義務」は、「君」の「下にある」「臣民」は「義務」を負っているというもので、皇統と「臣民」は上下関係にあることがわかる。ただしそれは「義務」というよりも「臣子自然の本分」だという。具体的には、「君徳の下に各臣道を尽」くすること、「国家組織の重要な一員と自覚」すること、「国家と利害休戚を共に」することが挙げられている（下線<sup>23</sup><sup>24</sup>）。ここには、人と社会を一体視し、人は各々の社会的責任、具体的には職業に勤しむことを通して社会の安定に貢献するもの、と考えるような人間観・社会観・職分意識が垣間見える。しかもそれを「自然の本分」すなわち「臣子」としての人間に元々備わっている性質、天性だと表現しているのである。

これに似た発想は近世日本の朱子学に見られるが、1-2や2-2で触れた通り大木はその素養がある。朱子学には、人の内面が道徳的に完璧であってこそ社会への貢献も完全になるという考え方があがるが、これを、「臣子」が完璧に「国家組織の重要な一員と自覚」してこそ「国家」への貢献も完全になる、と読み替えているのかもしれない。ただし自覚的に朱子学を習得したか否かにかかわらず、近代より前から少なくとも知識人の間では朱子学が「基礎教養化」されており、その内容は「共有化」されていた<sup>37</sup>。つまり大木の中には敢えて意識せずともこうした発想が底流していたかもしれない。「漢学者」の父を持っていればなおさらであろう。また、大木が親しんだ平田篤胤も、師・本居宣長が社会の全ての現象を「神の御所為(みしわざ)」と捉え、現実をありのままに受容する人間の姿を描いたのに対し、人間は社会の事象に対して相応の責任を負担する存在であると説いている<sup>38</sup>。

#### 3-4. 「立憲君主政治」

---

37 前掲、土田〔2014〕p.109、140

38 前掲、米原〔2013〕p.24



「神代」の「奉戴すべき趣旨」、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」は、こうした「建国当時（当初）の大精神」である「君臣の關係」を前提として成り立っている、「立憲的君主政治」と考えられる。大木は下線⑰の通り、「立憲の本領は、民主主義でも何でも無い。何処までも君権主義である」と説明している。おそらく、立憲「的」君主政治と表現したのはこのためだろう。先の「君臣の關係」の通り、あくまでも天皇が統治者であり、臣民はその下の被統治者なのである。

ただし、3-1で述べたように、天皇は「専権」・「覇者」ではない。したがって、「立憲的君主政治」における「君権」は「君徳の表示」であり、「社会民衆悉く合議の上で、此方針が宜いと定まれば、夫を君主が採択」するのである（下線⑱⑳）。こうした「立憲的君主政治」理解だからこそ、「君あつて民なきは国家に非ず」という言葉の通り、「君」だけでなく「臣」の存在も「完全なる国家」の要素として重視されているのであろう（下線㉑）。ここには、4-1で触れる平田国学の「御國の御民」に近い発想が読み取れる。

このような「立憲的君主政治」は「神代」すなわち「建国」時から行われているとして、大木はこの時代を「立憲制度の基礎」と見做している（下線㉒）。実際『古事記』にも、天照大御神が御子に葦原中国を統治させようとしたが、そこには荒ぶる国つ神たちがいるため実現できない状況に対処しようと、八百万の神々を召集し合議を行ったという伝承が記されている<sup>39</sup>。したがって「神代」の「奉戴すべき趣旨」、そして「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」は、「建国当時（当初）の大精神」を前提として成り立っている「立憲的君主政治」と考えて矛盾しないであろう。

また、「神代」から「立憲的君主政治」を採用している点において、日本は他国よりも秀でていると大木は主張する。「代議政体の代議と云ふ事は西洋人が始めたのだらうが、広く會議を起して万機公論に決すと云ふ点に於ては、日本が先鞭を着けて居る」がゆえに、「立憲の第一は日本だと云つても

39 前掲、尾崎〔2005〕p.109

可い」からである（下線⑳）。しかも、「支那西洋」では「征服者が自分勝手の法律を作り命令を下し、威圧的に之を非治者に強いる」ような「専権」・「覇者」の統治が行われているため、「立憲的君主政治」は「我国唯一の特徴」なのである（下線㉑）。

さらに、「立憲的君主政治」を支える「君臣の関係」は、「権利の義務のと云ふ意地張つた関係では無」く、「丁度一家の家長が家族を集めて、家政を相談し家事を処する如く、実には和気洋々たる関係」と説明している（下線㉒）。それを「日本は外国と違つて家族主義の国」であり、「皇室と臣民とは親子との関係にある」とも表現している<sup>40</sup>。

君臣関係を親子や家族に例えることは目新しいものではない。大木が読んだという四書五経の『論語』『孟子』でも語られており、古学派の伊藤仁斎（1627-1705）も「統治者はいかにあるべきかを論ずる。その基本は、統治者は「民の父母」だということである。…親子は、互いを思いやり、「上下一体」、「君臣一体」となる」と説いている<sup>41</sup>。また、『大日本史』にも「君の民を視たまふこと赤子の如く、民の君を視まつること父母の如し」とあり、平田国学でも父母への孝行は天皇への忠誠と結びつけられている<sup>42</sup>。さらに、次章で述べる「国体」理解において大木とは認識を異にする明治時代の法学者・穂積八束（1860-1912）も、「日本は祖先教の国であり、家において家長が支配し、家族がこれに服するように、皇室は上古における日本民族の始祖であり、現在においては民俗の宗室である<sup>43</sup>」という家族国家論を説いている。

そして、いわゆる学者以外の者にも、上下の人間関係を家族と捉える見方は共有されていたのかもしれない。たとえば、慶應義塾出身で鐘淵紡績の経

---

40 大木遠吉「渋沢に伯爵、大倉安田に男爵を与へよ」『実業之世界』9巻21号、実業之世界社、1912年11月10日、p.22

41 下見隆雄「孝から忠への展開について」『東洋古典學研究』3号、東洋古典學研究会（広島大学文学研究科）、1997年5月、pp.85-90、100-103。渡辺浩『日本政治思想史——十七～十九世紀』東京大学出版会、2010年、pp.147-148。

42 前掲、米原〔2013〕p.25、32

43 前掲、長尾〔1982〕p.30

営者・武藤山治（1867-1934）も、1903年に次のようないわゆる「家族主義」の論理を語っている。「一家の場合を拡張して之を他に応用することを得ば、協同一致は必ずしも困難の業にあらず。…協同一致は一の私を挿むを容さず。一家にありては人々皆其家と云ふことを目的とし、其首長を補佐し、一国にありては人々皆其国と云ふことを目的として、其首長を補佐し、協力同心す」<sup>44</sup>。そのうえで、「外国人に誇りますのは、鐘紡ではどこまでも一家族としての親切を旨としてゐることで、西洋のやうな水臭いものではないことであります<sup>45</sup>」と、西洋との比較で「家族主義」の優位性を主張している。大木も同様に、「家族」のごとき「君臣の関係」に基づく日本の「立憲的君主政治」を「日本特有の卓越した点」と表現し、それを日本の独自性・優位性として高く評価しているのである。

## 4. 日本の「国体」と「政体」

### 4-1. 日本の「国体」

第3章の冒頭で触れたように、大木は、「国家」の問題を議論する際、まずは「国家創始の極初に遡つて考へる必要がある」と主張していた。これは日本という「国家」がどのような特徴を持つのかを知ったうえで議論すべきということであろう。彼は、「君臣の関係」という「建国当時（当初）の大精神」を前提とする「立憲的君主政治」が、「神代」の「奉戴すべき趣旨」、「開国以来連綿たる皇祖皇宗の御趣旨」として「徹底」している「完全なる国家」、それが他国に比類なき日本という「国家」だと認識している。

ただし、日本は類を見ない「完全なる国家」であっても、「真の国家」かどうかという別の問題があることを指摘している。「完全なる国家」における「君臣の関係」を家族になぞらえたように、この点も家に例えて議論している。

---

44 武藤山治『武藤山治全集』2巻、新樹社、1964年、pp.101-111

45 武藤山治『武藤山治全集』1巻、新樹社、1963年、p.162

### 【史料3】

何処の家にも大黒柱がある。言ふまでもなく其①大黒柱は其名の如く其家の土台である。基礎である。…それと同じで国家に於いても其大黒柱がしつかりしてさへ居れば、仮令百万の外冠が押し寄せて来るとも決して滅亡するものではない。

…②真の家庭には其家の格式があるが如く、真の国家には国体と言ふものがなくてはならぬ。…我輩を以てすれば、③日本帝国を除くの外、他に国体を備へたる国家は世界中一もないと断言するに憚らぬ。成程、世界には沢山の国家がある。④英国にしろ、米国にしろ、乃至、独逸、仏蘭西、露西亜にしろ、皆何れも国家には違いない。併し、それ等の中に国体ある国家は一もない。皆、何処のナラズ者か分らない者が偶々勢力を得て其国を征服して王となり、君主となり、大統領となつて一国を支配して居るのである。…家根や壁は如何に立派に作られてあつても、⑤其大黒柱は極めて動き易いのである。従つて時勢の変遷につれて、何時如何なる変化を来すか図り知る事が出来ない。之等を指して、真に国体を備へたる国家であると言へやうか。…独り、我日本帝国はそんなナラズ者の建てた国家ではない。⑥開国茲に二千五百有余年、皇統連綿たる一天万乗の陛下を奉戴し、開国の当初に於いて定められたる神髓は終始一貫して渝る事なし。之れ我日本帝国の国体である。…されば⑦如何なる時勢の変遷に逢ふも我皇室の威光は隆々として少しも其色を失ふ事がない。⑧万民等しく陛下を元首と仰ぎ奉り、陛下亦万民を支体の如く慈み給ふ、恁う言ふ美はしき国体を備へた国家は世界中只一日本帝国あるのみである。…

⑨格式無き家にも家政と言ふものはあるが如く、国体なき国家にも政体と言ふものがある。⑩政体と国体とは決して同一のものではない。⑪国体とは其開国の当初に於て定まれる主義方針を言ふので、他国には是の開国の神髓とする所の主義方針なる者がないのである。而して其⑫政体とは其時勢に適應した政治を施す事である。従て、⑬国体は千年万年渝らぬが、政体は時勢に応じて変遷する。…我帝国の廟堂に立つて⑭国政を司るものはよく各国の

政治の是非を斟酌し、国勢民情に適合したる政体を組織する事が必要である。⑮政体の如何が国体の生命に関する事は言ふまでもない。⑯若し、其一步を誤らんか、光榮ある社稷を汚毒し、国体の神聖を汚し、国家を危殆に陥れるのは明かな事であつて、国主の常に憂慮するのも全く此一点にあるのである。⑰憂国の士は其政治家たると、実業家たると、将又、学者たるを問はず、思を茲に致す可きである。

…我国体の何物であるかを探求する事が日本国民の一大急務である。⑱其根本に遡つて国体の神髓を会得し、疑いのある者は倦くまで追求して国体に対する固き信念を抱くにあらずんば、国家の上より見るも、個人の職業より見るも、決して満足なる幸福を得らる可きものではない。何等、国家に対する信念もなく、常に不安の状態に在つては、国民は安んじて国家に信頼し、職業を励む事は出来ない。⑲帝国の国体を了解する事は日本国民として当然の義務である。否権利である。

我輩は敢て再び言ふ、国体と政体とは全然別様のものである。⑳世界に比類なき我帝国の国体は万世一系渝るものではない。併し㉑政体は其時代に適應して各国の是非を斟酌して国体民情に適つた政治を施す事である。然かも、㉒政体の宜しきを得ると得ざるとは国体の隆興に及ぼすのである<sup>46</sup>。(1911年11月)

大木は下線②の通り、「真の国家」には「国体」があるべきだとしている。そのうえで、世界には英米独仏露といった「国家」はあるものの、「何処のナラズ者か分からない者」が一国を支配する立場に就いているがゆえに、「それ等の中に国体ある国家は一もない」と断じている（下線④）。3-1の「国家」観との関連でいえば、「国体」のない「国家」は、「専権」・「覇者」が統治する「不完全の国家」に相当するのであろう。すなわち「国体」をめぐる議論は、統治者は誰か、主権はどこに存するのかという問題であることがわかる。

---

46 前掲、大木「国家に国体あるは世界中日本あるのみ」〔1911年11月〕pp.30-32

彼は「国体」を「国家の神髄」「立国の根本義」と表現し、それを「大黒柱」に例えて、「時勢の変遷」にも「変化」せず、家を「滅亡」から防ぐ「土台」だと説明している（下線①⑤）。したがって「真の国家」とは、「専権」・「覇者」がおらず、「国体」という、「国家」を強固に維持させる不変的な原理を持つものであることがわかる。こうした意味において、「真の国家」は「日本帝国」だけだと大木は主張する（下線③）。まず、欧米諸国とは異なり、「専権」・「覇者」はいないからである。そして、「皇統連綿たる一天万乗の陛下を奉戴し、開国の当初に於いて定められたる神髄は終始一貫して渝る事」がないという揺るぎない不変性を有し、「開国の当初」から日本という「国家」を維持させてきたからである（下線⑥）。

このような「我日本帝国の国体」とは、「完全なる国家」との関連でいえば「君主の大権」、すなわち一系性・永続性を有する皇統が日本の統治者であり主権を持つ、ということになる。そのため、「如何なる時勢の変遷に逢ふも我 皇室の威光は隆々として少しも其色を失ふ事がない」のである（下線⑦）。

しかも「国体」を家の「格式」になぞらえていることから、「国体」は「国家」の尊卑に関わるものと認識している様子が窺える。したがって大木は、日本がこの意味で他国、特に西洋諸国に対して優位性を持つと考えていることがわかる。加えて、「万民等しく 陛下を元首と仰ぎ奉り、陛下亦万民を支体の如く慈み給ふ」という君臣の一体感を「美はしき国体」と表現してさらに付加価値を与え、そうした「国体」を備えた「国家」は、「世界中只一日本帝国あるのみ」、「世界に比類なき」ものと高く評価しているのである（下線⑧⑩）。

ただし、「国体」は揺るぎなく不変的に存在しているものの、存在していることと、「臣」がそれを「固い信念」として「疑い」なく理解していることとは別の問題、と捉えているようである。「臣」は、「国体に対する固き信念を抱く」ことができなければ、「職業を励む事」ができないという（下線⑱）。職業に励むことができないということはすなわち、3-3で述べた「臣子自然

の本分」という天性を発揮できないということになる。これでは日本は唯一無二の「完全なる国家」である、という優位性が消失してしまう。だからこそ、「帝国の国体を了解する事」は、「日本国民として当然の義務」なのであり、かつ、天性である「臣子自然の本分」を発現させるための「権利」なのである（下線⑲）。

「日本帝国の国体」

= 「皇統連綿たる一天万乗の陛下を奉戴」

「開国の当初に於いて定められたる神髓」

「終始一貫して渝る事なし」

「世界に比類なき…万世一系渝るものではない」

いわゆる一君万民的に皇統を重んじる思考は、大木が親しんだ近世日本の朱子学にも存在していた。それによれば、最初に日本を統一し二代以上続いたのは皇室であり、その皇室が地方政権になっても存続していたことから、皇室こそが正統ということになる。さらに三種の神器は徳の象徴であり、それを伝える天皇は徳を伝える存在、つまり正統である皇室が政権を担う道義性すなわち道統をも請け負ったことになる。これが皇統である。万世一系であり正統と道統の両者をあわせもつという考え方は、必然的に万人が忠誠を尽くす対象は天皇という皇統の重視へと帰結した。ただし朱子学だけがこうした皇統論を説いたわけではなく、朱子学の「基礎教養化」がこのような考え方を「一般化」していった<sup>47</sup>。

こうした素地が築かれていく中、大木が読んだ『大日本史』の歴史観を作り上げた水戸学は、神道と儒教を結合した「敬神崇儒」の理念を持つものとして形作られていった。また、もともと「尊王敬幕」、すなわち藩士の藩主への服従は幕府への服従を意味し、それは天皇に忠誠を尽くすことにつなが

---

47 前掲、土田〔2014〕 p.146、148-150

るといふ論理も説いていた。しかしこれは、幕末になって藩主が尊王攘夷に傾いたことにより、「尊王」へと忠誠心の転換が促進される結果をもたらした。さらに、キリスト教が西洋列強の対外侵略の武器であると認識した水戸学派の学者たちは、これに対抗する日本独自のイデオロギーとして神国思想・尊王思想という意味を込めて「国体」を用いるに至る。「国体」という言葉自体は、国の体面という意味ですでに使われていた用語であったが、ここに欧米に対する日本固有の国家体制という概念を盛り込んだのである<sup>48</sup>。

この水戸学に並び、「国体」論を1つの思想体系に仕上げたものに国学がある。国学者の中で最初に「国体」の語を用いたのは平田篤胤とされる<sup>49</sup>。彼は、西洋に対抗しうる日本の国家意識のありようを示そうとしたのである。まず、日本の国生みにおいて天地創造が行われたと捉え、世界を作り出した「よろずの国の本つ御柱」として日本を位置付けた。ここに日本の優位性・独自性を見るのである。また、平田国学は、儒教道徳と接合する部分はあるものの、高い徳を持つ者が統治者となるという儒教の有徳者支配の原理を明確に否定した。そのうえで、天照大御神が君臣の関係を定めたことから、その子孫による現世支配は正当であると力説し、皇統に対する忠誠心の必要性を強調する<sup>50</sup>。とはいえ、臣自体も身分に関係なく「御国の御民」として主体性を担う重要な存在であると説いている。さらに、儒仏が入ってくる以前の「いにしえ」には、領主や武士階級がまだ存在していない理想的社会が築かれていたとも唱えた<sup>51</sup>。ただし、現実に妥当する政治理論も提起し、徳川幕府による統治を、朝廷による将軍への「御任」だと説明した<sup>52</sup>。いわゆる統治委任論である。

---

48 前掲、米原〔2013〕pp.29-35。前掲、長尾〔1982〕p.12。

49 同前、長尾〔1982〕p.13

50 前掲、米原〔2013〕p.24。田原嗣郎「『靈の真柱』以後における平田篤胤の思想について」田原嗣郎ほか校注『日本思想大系 50 平田篤胤 伴信友 大國隆正』岩波書店、1973年、p.591。

51 宮地正人『幕末維新変革史（上）』岩波書店、2018年、pp.37-43

52 前掲、米原〔2013〕p.26



一方、近代になって、万世一系の皇統を「国体」の中心に据える論理だけが支配的であったかといえ、そうともいえない。少なくとも明治初期は「国体」とは何か議論される対象であり、福沢諭吉（1835-1901）、西周（1829-1897）や加藤弘之（1836-1916）などの言論人は、水戸学や国学が唱える「国体」論を批難した時期もあった<sup>53</sup>。ただしその多くは後年、皇統を「国体」と捉える内容に変化していく。こうした動きもある中で、大木が慕う父・喬任や大隈、あるいは国学者の横山由清（1826-1879）などは、日本では神代から立憲君主制のごとき統治が行われていたと唱えていた。このような着想は、明治初期に近代国家のあり方を構想した人々の間では相応に広まっていたといわれている<sup>54</sup>。そして1880年代後半には、神懸かり的な自国至上主義や排外主義とは一線を画すものとはいえ、日本の独自性を探求する国粹保存・国民主義などが盛り上がりを見せていった。

こうした時代を経た1910年代前半、父を敬愛しつつ、『古事記』と国学にも大きな興味を抱いていた大木にあっては、世界に対峙する日本を支えるイデオロギーとして、日本の独自性・優位性を「神代」からの一系性・永続性を根拠とする皇統による統治という「国体」に見出だすことは自然なことだったかもしれない。

#### 4-2. 日本の「政体」—衆議院・貴族院・政府

ただし、一君万民的な指向とはいえ、大木は天皇親政ではなく「立憲的君主政治」をあくまでも主張している。そのため、「国体」と併せて問題にしているのが「政体」である。

史料3下線⑨のように、それを「家政」に例えていることから、「政体」は衣食住や労働の管理など生活に関わる諸事を処理する「政治」を指すことになる。この「政体」は、「国体」がある「国家」だけでなく、「国体なき国家にも」ある。ただし「政体と国体とは決して同一のものではない」と強

53 同前、米原〔2013〕p.65

54 前掲、重松〔2012〕pp.34-35、pp.61-63

調している（下線⑩）。

この2つの違いと関係性について、下線⑪⑫⑬⑭⑮において次のように整理している。「国体」は「其開国の当初に於て定まれる主義方針」で、「千年万年渝らぬ」ない。これに対し「政体」は「其時代に適應して各国の是非を斟酌して国体民情に適つた政治を施す事」であり、「時勢に応じて変遷する」。そして両者は深く結びついており、「政体の如何が」「国体の隆興に及ぼし」「国体の生命に関」わるのである（下線⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）。だからこそ、「国政を司るものはよく各国の政治の是非を斟酌し、国勢民情に適合したる政体を組織する事が必要」になる（下線㉞㉟）。

「国体」 = 「其開国の当初に於て定まれる主義方針」

「千年万年渝らぬ」

「政体」 = 「其時代に適應して各国の是非を斟酌して国体（国勢）民情に適つた政治を施す事」

「時勢に応じて変遷する」

「国体の生命に関する」「国体の隆興に及ぼす」

大日本帝国憲法は、禅譲放伐を斥ける天皇主権の「国体」論を有している。しかし、統治者は天皇であっても、立法権は帝国議会と分有、予算決議権は帝国議会に属し、司法権は独立しており、行政権も内閣の輔弼を受ける。こうした現実を反映して、近代日本では「国体」と対置する「政体」という概念がさまざまに論じられてきた。たとえば加藤弘之は、「国体」は国政を導く理念、「政体」は実際の政治制度と捉え、民を本とする「国体」を主張し、これを実現する「政体」は君主政体でも民主政体でもよいとした<sup>55</sup>。大木は加藤とは異なる意見を持っているものの、「国体」との対照で「政体」を捉えた1人であったといえよう。

---

55 前掲、長尾〔1982〕pp.25-26

彼は日本の「政体」について、「輿論を根底とした政党政治を措いて、日本帝国の国体に最も適応せる政治は他に求める事は出来ない<sup>56</sup>」と述べて、「政党政治」を重視している。そして、「政党に立脚地を置かなければ、議員に当選される事は不可能であると言ふ風にしなくてはならない」とも主張する。なぜなら、「政党」に属さない衆議院議員の中には、金にものをいわせて「投票を買ひ集めて議員に出る」者がいるからだという<sup>57</sup>。それでは「日本の国民から選出された、現日本の国民の輿論公議を代表する<sup>58</sup>」者とはなりえない。

かといって、大木は「政党」に全幅の信頼を置いていたわけでもなかった。彼は、「政党は必要なものであるが、政党のみでは危険だから、其欠を補ふには何うしても第二院が必要である」として、衆議院・貴族院の「二院主義」を唱えている<sup>59</sup>。なぜなら「政党」は、「各地方々々の人民より選挙せらるゝものなるが故に、其地方地方の利害問題に束縛せられて、場合によりては、自身国家の不利益になることを知りつゝも、心ならずも之がために左右せらるゝ虞れ」があるため、「真に国民の代表者として国家に尽すことの出来ない場合がある<sup>60</sup>」からである。これでは「国民輿論の府たる衆議院<sup>61</sup>」とはいえない。

こうした問題をはらむ衆議院に対し、「一地方の歓心や鼻息を仰ぐ必要なくして、公平に国事を議し得る機関<sup>62</sup>」が貴族院である。その特徴は、「衆議院と政府との中間の立ち、誠心誠意真に国家と休戚を共にする信念と以て両者の調和を図り慎重なる態度を以て議案を審議し、場合に依てはこの両者を監督するといふ本分<sup>63</sup>」にあり、また、「政党政府に対して絶対の超然主義と

56 大木遠吉「隣国の動乱に鑑みて輿論政治を行へ」(1911年12月)『抱負』〔1912〕p.78

57 大木遠吉「小選挙区問題と貴族院と政党と」(1912年2月)『抱負』〔1912〕p.139

58 大木遠吉「貴族院に於ける政党の将来」(1909年10月)『抱負』〔1912〕p.175

59 前掲、大木「開国の神髄 下」〔1911年10月〕pp.26-27

60 大木遠吉「改選前の貴族院観」(1911年8月)『抱負』〔1912〕pp.187-188

61 同前、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』p.191

62 前掲、大木「開国の神髄 下」〔1911年10月〕p.27

63 前掲、大木「貴族院に於ける政党の将来」〔1909年10月〕『抱負』p.174

とりつゝ、…各派の衆議院と親交を結び、談笑の間に輿論の機微を察しつゝ、飽まで国家を本位として、憲政の運用を誤まらざるを期する<sup>64</sup>」ことにある。貴族院は、衆議院に対して「憲政の運用」に基づいて輿論を把握するために親交を結び、「政党政府」に対して独自の立場を貫くことで、「国家を本位」として活動するのである。「政党政府」と表現しているのは、当時、輿論を反映できるはずの「政党」が内閣を組織するにしても「元老」の存在は無視できず、桂内閣のような藩閥政治も行われていた状況の裏返しであろう。

ただし、この貴族院にも問題はある。それは、貴族の地位に就くと、「何んもせず人の働きを袖手傍観して居て、それで天壤と共に窮なりしと云ふ」ような「如何はしい貴族」がいるからである<sup>65</sup>。しかし、貴族の存在自体は認める立場を示している。なぜなら、「日本人が栄達と云ふ時には、単に富のみではなく、栄爵名誉の獲得をも意味」という「他国人に類のない長所」があるため、「日本人に取つては、名誉の表彰たる貴族制度は本然的必要」があり、「自然我國民性に合致した美制」だからである<sup>66</sup>。つまり、日本人の生まれ持った性質として「貴族制度」が必要だと認識しているのである。これは、貴族院という制度自体よりも、それを運用する者の資質に対して懸念を抱いているということになろう。2-2で述べたように、大木は父を仰ぎ見て自戒としていた。「我輩は日本帝国の華族の一員として其末席を汚して居るので勢ひ其議論が貴族院の上に及ぶのは免れ難いと言う事である<sup>67</sup>」という言葉のように、貴族院の問題は自らへの戒めであると同時に、自己の存在意義に関わることであったのだろう。

貴族院の機能などに対する大木の理解から窺えるのは、「政体」は政府、貴族院、衆議院から成るという認識である。政府の立場については、「政府も貴族院も、共に國民の輿論の府たる衆議院を無視することは出来ぬ<sup>68</sup>」と

---

64 前掲、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』p.191

65 前掲、大木「開国の神髓 下」〔1911年10月〕p.25

66 同前、大木「開国の神髓 下」〔1911年10月〕pp.24-25

67 前掲、大木「小選挙区問題と貴族院と政党と」〔1912年2月〕『抱負』p.137

68 前掲、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』pp.190-191

述べている。したがってその構成員である「国務大臣たるものは 上御一人の御信任によつて其進退を決すべきは論なき処であるが 上御一人の御信任の参考となり証明となるものは輿論である。而して輿論によつて進み、輿論によつて退くは責任ある国務大臣の進退である<sup>69)</sup>」と説明し、輿論を無視した内閣の政治は「売国の所為<sup>70)</sup>」と断じている。「憲法政治を施く以上、国民の輿論を重んぜざるべからず、国民の輿論を重んずる以上、政党を重んぜざるべからず、政党を重んずる以上、責任内閣の実現を見ざるべからざる筈<sup>71)</sup>」であり、あくまでも憲法を前提に、輿論に基づく「政党政府」を理想としているのである。

このように、皇統の信任を受ける政府、そして臣民の輿論を代表する衆議院が「政体」に含まれているということは、「君臣の間」つまり上下関係にある皇統と臣民の間に「政体」が位置することになる。そして、貴族院は政府と衆議院の「中間」にあるため、皇統に近い順に上から政府、貴族院、衆議院が縦に並んでいることになる。

この構造を前提として、政府に関しては皇統の信任を受けてその立場をなすからこそ注意すべき点がある、と大木は考えている。2-2で述べたように、歴史は人々に「具体的に事実」を示すものであるため、現在の政治にとって重要という思いを抱いていた。そこで彼は日本の歴史を振り返り、蘇我氏を倒した藤原鎌足(614-669)の功績は大きい、その後、藤原氏による「貴族の専権跋扈」が生じたと指摘する。そして彼らが「権勢を擅まゝにし、人民の休戚以外に皇室を奉戴し専ら私利私腹を図」ったことで、「皇室の陵遲を来し、人民を塗泥の苦に陥らしめた」。すなわち、「専権跋扈」の為政者に対し「正統天子のお咎めが無」かったため、「皇室に対する人民の親しみの薄らぐ」状態に陥ったのだという。つまり「君臣の関係」が崩れ、「君臣の隔離」が生じてしまったのである。この歴史は、「政体」が「国体の生命」

69 同前、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』p.187

70 大木遠吉「皇室の尊厳を犯し奉る桂侯」『実業之世界』実業之世界社、1910年1月、p.12

71 前掲、大木「改選前の貴族院観」〔1911年8月〕『抱負』p.187

や「国体の隆興」に悪影響を及ぼしたという「事実」を示すものであり、皇統の「信任」で成り立っている政府の今後のあり方次第では、「君臣の關係」が壊れ、「不完全の国家」に日本が成り果てる可能性があることを意味していたのであろう<sup>72</sup>。

#### 4-3. 「立憲的君主政治」である必要性

このような「国体」「政体」に関する理解からは、主権は天皇にあると認識しつつも、その運用は「政党政治」に重きを置くべきと考えていることがわかる。しかし、なぜ天皇親政ではなく「立憲的君主政治」なのか。理由として挙げるとすれば、1つは、「神代」からの「奉戴すべき趣旨」であるから、つまり日本は「神代」からそうだからということである。もう1つは、「真の国家」には「国体」だけでなく「政体」が備わっているものであり、その1つの具体相として「政党政治」があるからということである。

そしてもう1つ、現実即応的に思考する面も大木が持ち合わせていることが挙げられる。まず、大日本国憲法を自明の前提としている。「畏多き申條ながら、天皇は絶対に御過失なしとせば憲法は不用の贅文に属する」のであり、万能とは限らない天皇を支える「輔弼大臣の責任の規定」が憲法には盛り込まれているのである<sup>73</sup>。この大臣は「政党政府」として構成されるべきであるため、「憲政治下の国民としては、如何しても政党を無視することは出来ない<sup>74</sup>」。こうした思考には、1-2で触れたような世相も反映されていると考えられる。この頃の代表的な論議に、天皇機関説論争がある。これは、主に美濃部達吉（1873-1948）と上杉慎吉（1878-1929）、2人の憲法学者の間でおきた、国家における天皇の位置付けをめぐる議論である。上杉の唱える絶対主義的天皇主権説は桂のような超然内閣にとって都合がよく、美濃部の

---

72 前掲、大木「開国の神髓 上」〔1911年10月〕pp.27-29

73 大木遠吉「国体擁護団の怪根を断て」『実業之世界』10巻11号、実業之世界社、1913年6月、p.16

74 前掲、大木「小選挙区問題と貴族院と政党と」〔1912年2月〕『抱負』p.138

天皇機関説は議院内閣制度を求める第一次護憲運動の暗黙の前提となった<sup>75</sup>。大木の「立憲的君主政治」の発想は、主権の所在と運用を区別する美濃部の学説に近い面があるようにも思われる。

また、美濃部とは帝国大学の同期生であり、美濃部自身も部分的に近い意見を有していると同調した法学者に、笈克彦（1872-1961）がいる<sup>76</sup>。その学説は『古事記』を聖典としており、「天照大御神は…大事ある毎に殆んど必ず群神を集めて御相談をなされ、又思兼神に思はしめて行動なされたのである。…日本古来の理想は決して専制ではなかつたことを證明して余りある」としている<sup>77</sup>。これは笈の学説の一側面ではあるが、大木の、「完全なる国家」には「専権」があってはならないという理解、「立憲的君主政治」が「神代」からの「趣旨」であるという認識と概ね一致しているといえるだろう。大木自身、笈のこの説に「至極同意である<sup>78</sup>」と述べている。いずれにしても彼は「素より憲法学者でもなんでもない<sup>79</sup>」と自覚しているため、詳細な憲法解釈を行うより世相を反映させたとしても、それは当然であろう。

#### 4-4. 基軸的価値としての「国家」

第3章の通り、大木にとって「完全なる国家」は、それを構成する「君」と「臣」が「君主の大権」と「臣民の義務」という関係で結びつくだけでなく、一系的・永続的に続く皇統を頂点とする「立憲的君主政治」が実現している「国家」であった。これに対し「真の国家」は、「国体」と「政体」を有する、「専権」・「覇者」のいない「国家」である。したがって、「完全なる国家」に「真の国家」の概念が含まれているといえよう。そして日本だけが、

75 前掲、佐藤〔2005〕p.249

76 市原昌三郎「一橋と公法学—憲法学・行政法学—」『一橋論叢』日本評論社、1985年4月、p.474。前掲、長尾〔1982〕p.39。

77 笈克彦『古神道大義 皇国之根柢万邦之精華』清水書店、1913年、p.276。前掲、長尾〔1982〕p.37。

78 前掲、大木「国体擁護団の怪根を断て」〔1913年6月〕p.11

79 大木遼吉「御誓文の御趣旨を忘れたる帝国大学教授法学博士穂積八束氏」(1912年4月)『抱負』〔1912〕p.324

「完全なる国家」かつ「真の国家」である、と大木は主張するのである。

こうした彼の「国家」観を構成する要素として、「君」「臣」「社稷」「皇祖  
皇宗」「立憲の君主政治」「国体」「政体」などさまざまな概念がある。しかし、  
どの概念も「国家」より重視されるものはないように思われる。つまり「国家」  
が大木の基軸的価値だということである。基軸的価値とは、人が何かし  
らの判断をする際に最も重視する拠り所という意味で用いている。人は複数の  
の価値基準を持っているであろうが、何らかの判断をする際には、その中で  
最も重要だと考える事柄を軸に判断を下すと考えられるからである<sup>80</sup>。

4-2の通り、大木は「政体」に関して、衆議院は「国家に尽す」存在、貴  
族院は「国家を本位」をする存在と見做しており、政府は輿論を無視すれば  
「売国の所為」と見ている。そして、史料3下線⑯のように、こうした「政体」  
に誤りがあれば、「光荣ある社稷を汚毒し、国体の神聖を汚し、国家を危殆  
に陥れるのは明か」だと説明している。「政体」の失策が行き着くところは「国  
家」の危機であり、最終的に問題なのは日本という「国家」の安泰だとい  
うことである。そしてこの点について、「憂国の士は其政治家たると、実業家  
たると、将又、学者たるを問はず、思を茲に致す可き」だと述べている（下  
線⑰）。ただし、「思を茲に致す」だけでなく、職業など各自の「分」に応じ  
た実践を大木は求めている。

たとえば、「政治家」は「権力を蓄へて国家の為に尽」し、「実業家」は「金  
力を蓄へて国家に尽す」べきだと主張する。また、「国家的観念の必要なる  
は独り軍人や政治家ばかりではない。農工商に携はる者にも此観念がなけれ  
ば、到底、国富を増進する事は出来ない」ため、「国家に貢献すると云ふ観念」  
が必要だとも説いている<sup>81</sup>。そして、たとえ「功名心」が動機で経済活動  
を行うのだとしても、「それが国家的功名心の発動ならば、国家は宜しく斯く

---

80 川口浩、石井寿美世、ベティーナ・グラムリヒ=オカ、劉群芸『日本経済思想史 江  
戸から昭和』勁草書房、2015年、pp.6-7

81 前掲、大木「渋沢に伯爵、大倉安田に男爵を与へよ」〔1912年11月10日〕pp.21-22



の如き人物を優遇す可き」とも述べている<sup>82</sup>。さらに、日本が「幾多の先進国よりも、先きに出づるやうに」するには、「青年」が「国家を思つて活動する」必要があると唱えている。「その国勢国力」を「発展」させることは青年の「天職的責任」だからである<sup>83</sup>。そのため、「青年が国家の後継者である以上は、先づ国家に対する自己の責任と云ふものを十分に了解し…国家に対する自己の地位を自覚して自己の行動を律する<sup>84</sup>」ことを求めている。

ここには、2-2で触れた浅見綱斎の『靖献遺言』に見られる「理想的大丈夫の行動」が反映されているのかもしれない。また大木は、欧化の行き過ぎによって国家への貢献という「美はしき精神」が損なわれつつあることへの危惧も抱いていた。さらに、3-3で述べた通り、人は社会と一体性を持ち、社会の事象に相応の責任を負担し、職業を通して社会に貢献すると考えるような人間観・社会観・職分意識は、彼が知見を得た朱子学あるいは平田国学にも垣間見ることができる。

日本は「完全なる国家」であり、「政治家」「実業家」「軍人」「農工商」「青年」などの「臣」は、その構成員として「君徳の下に各臣道を尽」くすことが「自然の本分」である。それは「国家的観念」を持って「国家の為に尽」し「国家に貢献する」ことであり、「天職的責任」なのである。「臣」それぞれが「臣」として自己確立していることを前提に、彼らが「尽」し「貢献する」対象は、あくまで「君」と自らを含む「国家」であり、「君」そのものというわけでも「国体」や「政体」などでもない。だからこそ「臣子自然の本分」には「国家組織の重要な一員と自覚」し、「国家と利害休戚を共に」することが含まれているのであろう。

## 5. おわりに

---

82 前掲、大木「隣国の動乱に鑑みて輿論政治を行へ」〔1911年12月〕『抱負』p.89

83 前掲、大木「青年の覚悟」〔1912年3月〕p.2、5

84 大木遠吉「青年の価値は小伶俐ならざるに在り」(1911年2月)『抱負』〔1912〕pp.224-225

大木が構想した、世界に比類のない「完全なる国家」・「真の国家」である日本の構造は、次のようなものであったといえよう。日本という「国家」を形成する主体は、皇統と臣民である。両者は、皇統を頂点とし、その下に臣民がいるという円錐形の構造をなしている。皇統と臣民は上下の関係にあるとはいえ、家族のごとき「君臣の関係」をなしている。このうち皇統は、「神代」から万世一系で「国家」を統治する。これが永劫不変の「国体」である。臣民はこの「国体」を理解し、「国家」の一員として社会的責務を果たして「国家」に貢献する。

日本の「国体」は、天皇主権でありつつ「立憲的君主政治」という体制を有している。したがって、皇統のすぐ下には、上から順に政府、貴族院、衆議院が円錐台的に位置している。政府は、輿論を重んじる皇統の信任を受け、自らもまた輿論の代表である政党すなわち衆議院を重視し、「国家」のために政治を行う。貴族院は、「憲政の運用」に誤りがないよう政府と衆議院の調和をはかって監督を行い、「国家を本位」とする。衆議院は輿論があらわれる場所であり、臣民の代表として「国家」に尽すものである。これらが「国体」の命運を左右する「政体」である。「政体」は時勢や各国の情勢を読み、日本の状況と臣民の意見に適った政治を実行することで「国家」に資する責任を有している。また、「政体」は皇統と臣民の間に位置していることから、両者に心理的な懸隔が生じない政治を行う責務を負うことになる。

大木は、世界の中で現在「日本帝国」だけが「完全なる国家」・「真なる国家」である理由は、他国とは異なり、「国家創始の極初」から「立憲的君主政治」体制や「国体」を有しているからだと考えている。その一方で、「過去」におきた「国家」に関わる問題は、「将来に於ても、同一の状態の下に於ては同一の結果を生ずるは明瞭である。のみならず、今後若しソウ云ふ事が起るとすれば、其結果は既往よりも一層恐ろしい事になる」と考えている<sup>85</sup>。大木にとって、「神代」から続く日本という「国家」の歴史的過程は、現状

---

85 前掲、大木「開国の神髄 上」〔1911年10月〕p.29

の「日本帝国」と深く結びついているのである。

そのため、第3章冒頭の通り、「国家」に関わる問題を議論する際に重要なのは、経済や国防などの「枝葉」ではなく根本に関してだと主張したのである。その根本とは、日本が「完全なる国家」・「真の国家」として持っている構造ということになろう。議論すべきは、この構造に問題が生じているかどうかだということである。この点について大木は、「国体」を取り巻く状況、そして「政体」に問題があると考えている。本件については紙幅の関係上、別稿に譲りたい。

あくまでも大木にとっての基軸的価値は「国家」であった。ただし、それを成り立たせている「国体」がクローズアップされてくる時代がやがておとずれる。日露戦争後における日本の国際的地位の上昇、国民の自信増大を背景に、日本は西洋に並ぶ帝国主義勢力として、近隣諸国の植民地化を推進していく。その際のイデオロギーの1つとして日本の「国体」が強調され、やがて被支配の植民地住民にも強要されていくのである<sup>86</sup>。

大木は一般的に国粹主義者とされるが、少なくとも1910年代前半は、他国に侵略的・強圧的な発想を持つそれではないであろう。むしろ、「日本の宜しきを以て支那に臨む事は根本的に出来ないのである。支那は支那である。日本は日本である。…支那は勿論、欧米各国の宜しきを以て我が日本に強ふる能はざるが如く、我が日本の宜しきを以て支那に強する事は無理である。…日本の国体を以て支那に臨むといふ事は、出来る事でもなし、又、強ゆべき事では断じてない<sup>87</sup>」とさえ述べている。これは大木の歴史観からきているのかもしれない。2-2で触れた通り、彼は中国と日本の歴史は異なるを理解していた。したがって日本の歴史的過程から生まれた「国体」は、異なる過程を歩んできた他国にはなじまないと考えていたのかもしれない。この点は4-1で触れた平田国学とは異なるであろう。日本の「国体」は世界に比類のないものであっても、普遍的・絶対的なものではなく相対的なものだとい

86 前掲、長尾〔1982〕p.10

87 大木遼吉「支那の動乱と吾が国民の心得」（1911年12月）『抱負』〔1912〕p.100

う理解である。

ただし、第一次世界大戦を境に、中国における西洋諸国の権益を日本との対比で語り始める。また、問題ある「政体」として大木がこの頃糾弾していた貴族勅撰議員の江木千之（1853-1932）とは、1923年の大東文化協会設立に際して会長・副会長という形で協力する間柄になる。さらに、「何しろ了見が狭い、誠にケチな学問」（史料2下線⑩）という、漢学に対する認識も変わるようである。したがって大木の考え方になにがしかの変化があったように思われるが、こうした点については今後の課題としたい。

【Article】

## **Enkichi Ōki's view of the “national policy (kokutai)” in the early 1910s.**

Sumiyo Ishii

The purpose of this paper is to clarify Enkichi Ōki's (1871-1926) view of the “national policy” in the early 1910s. This is important because the nation was a core value for him.

He believed that the Japanese Empire was superior to other countries because it has had been a constitutional monarchy with a specific “national policy” since its foundation. Although he is generally referred to as a nationalist, at that time he did not think Japan's “national policy” should be forced upon other countries.

According to him, the main constituents that form Japan's “national policy” were the Imperial line and the Emperor's relation to its subjects. This system featured hierarchical as well as cooperative aspects, like a family. As for the Imperial line, the Empire of Japan shall be ruled by Emperors of a single dynasty from time immemorial. The people must understand this “national policy” and contribute to the nation.

Despite being a constitutional monarchy, Japan's “national policy” should not affect the sovereignty of the Emperor. Therefore, the government, the House of Peers (Kizokuin) and the House of Representatives were also part of a hierarchical but cooperative system, contributing to the nation's development in accordance with the opinions of the people and the ever-changing international situation.